

## 鳥取県老人保健施設整備費借入金利子補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県老人保健施設整備費借入金利子補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、医療法人又は社会福祉法人による老人保健施設の整備を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、前条の目的を達成するため、社会福祉・医療事業団又は年金福祉事業団から借り入れた、老人保健施設の建物の新築又は増築及び機械購入(平成12年度までに受けた開設許可又は入所定員(短期入所定員を除く。)の増に係る変更許可に係るもの及び平成12年度に鳥取県社会福祉事業等審査委員会において整備計画が了承されたものに限る。以下「対象施設等」という。)の資金(以下「借入金」という。)の償還(以下「補助事業」という。)を行う医療法人又は社会福祉法人(以下「許可医療法人等」という。)に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。許可医療法人等が対象施設等を引き続き経営することが困難となった場合において、医療法人又は社会福祉法人が当該対象施設等は無償で譲り受け、当該対象施設等について新たな開設許可を受け、経営する場合も、また同様とする。

2 本補助金の額は、借入金のその年度の各償還日における借入残高の1.5パーセントに相当する額を当該年度の年間償還回数で除して得た額の合計(その年度の利子償還額の合計額を限度とする。以下「算定基準額」という。)とする。

3 元金の償還額、償還期間等を変更した結果、前項により算出した補助金額が、当初の償還計画に基づき算出した額を上回った場合は、当初の償還計画で算出した額を補助金額とする。(ただし、天災等、許可医療法人等の責に帰さない事由による変更の場合を除く。)

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、県社協会長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前条第1項後段の規定による場合に交付申請を行う場合には、様式第3号による申出書を添付しなければならない。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は算定基準額

の2割以上の減額に係る変更以外の変更とする。

- 2 本補助金の変更交付申請は、県社協会長が別に定める日までに行わなければならない。
- 3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 4 規則第12条第3項の申請書には、様式第5号による変更計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、最後の償還日が属する年度の翌年度の4月30日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業の中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(既往借入金の借換え後の借入金に対する補助金の交付)

第8条 第3条第1項に掲げる借入金の借換え後の借入金に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、許可医療法人等の債務の弁済に係る負担の軽減及び資金繰りの円滑化を図る。

- 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 借換え 第3条第1項に掲げる既往借入金を一括して弁済するため、当該既往借入金と同一の資金の融資を新たに受けることをいう。

(2) 既往借入金 第3条第1項に掲げる借入金をいう。

- 3 次の各号のいずれにも該当する場合に限り、借換え後の借入金も第3条第1項に定める借入金とみなし、本補助金の対象とする。

(1) 既往借入金が従前から本補助金の交付対象となっているものであること。

(2) 借換え前よりも将来的な利子支払総額（借換えに伴う弁済補償金も含む。）が低減すること。

(3) 借換え後の利子については、全期間固定であること。

- 4 借換えの回数は、1回を限度とする。

- 5 借換えをした者は、既往借入金を一括して弁済するものとし、弁済した際は、速やかにそのことを証する書類を県社協会長に提出しなければならない。

- 6 借換え後も本補助金の交付を受けようとする者は、事前に本条第3項各号のいずれにも該当することを証する書類を県社協会長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。